

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第11回会議（定例会）

1 期 日 令和4年1月19日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午前11時20分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子  
委員 井出 元  
岡本 毅  
貞廣 斎子  
花岡 伸和  
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 山口 新二  
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡  
企 画 管 理 部 次 長 武内 貢一  
教 育 総 務 課 長 中西 健  
教育総務課副参事兼人事給与室長 原 義明  
財 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康  
学 校 危 機 管 理 監 日根野達也  
教 育 振 興 部 次 長 海宝 伸夫  
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一  
学 習 指 導 課 長 佐藤 晴光  
教 職 員 課 長 富田 浩明  
文 化 財 課 長 田中 文昭  
体 育 課 長 伊藤 政利

企画管理部

教 育 総 務 課 人 事 班 長 秋山 祥子  
同 副主査 齊藤 裕太  
財 務 課 予 算 班 長 中澤 力生

教育振興部

生涯学習課主幹兼社会教育振興室長 柳生 浩之  
同 副主査 岩本 直樹  
学習指導課主幹兼高等学校指導室長 高梨 祐介  
同 指導主事 小西 一央  
教職員課小中学校人事班長 梅津 清治  
同 管理主事 草刈 祥智  
同 管理主事 中村 逸作

同	管理主事	横山	健司
体 育 課 副 課 長		鈴木	賢一
同	主席指導主事兼学校体育班長	鈴木	智夫
同	指導主事	栗林	大輔
同	主事	中山	裕道

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課			
主 幹 兼 委 員 会 室 長		佐藤	祐児
同	副主幹	山口	聖剛
同	主査	赤羽	大輔
同	主査	伊能	昌邦

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和3年度第10回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第43号議案から第56号議案の議案14件、第12号報告の報告議案1件、報告1の報告1件である。第43号議案及び第45号議案から第56号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第44号議案は、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

9 審議事項

**第12号報告 市町村立中学校長の人事について**

**【教職員課長】**

第12号報告「市町村立中学校長の人事について」報告する。本件は、市原市立千種中学校長が、令和3年12月22日に急逝したため、その後任者として、市原市教育委員会学校教育部指導課指導主事井上大一（令和3年度末54歳）を同校へ、令和4年1月1日付けで採用したものである。

本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で審議いただく暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したので報告する。

第12号報告は終了。

## 報告1 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

### 【体育課長】

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告する。

本調査は、全国の小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象としたもので、握力、上体起こし等の実技調査と運動習慣などに関する質問紙調査を行ったものである。

本日報告する結果については、千葉市を含む公立学校のデータとなっている。

まず、「体力・運動能力の状況」だが、小学校男女、中学校女子とも、多くの種目で平均値が全国平均を上回っているが、中学校男子については、「握力」、「上体起こし」、「反復横跳び」、「20mシャトルラン」、「投力」の5種目で全国平均を下回るという結果になった。

一昨年度と比較すると、県全体として下降傾向にあり、特に小学校男子、中学校女子については、全ての種目で一昨年度を下回っている。特に小学校では上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳びの4種目、中学校では上体起こし、持久走、20mシャトルランの3種目で下がり幅が大きく、今後注視していきたい。体力合計点でも、県全体で下降傾向にあり、この傾向にストップをかけることが大きな課題と捉えている。

体力低下の要因については、スポーツ庁の報告を受け、放課後の過ごし方の変化も影響していると思われることから、テレビ・スマートフォン等の視聴時間であるスクリーンタイムと体力合計点とのクロス集計を行った。その結果、スクリーンタイムが長いほど、体力合計点が低下する傾向が見られた。体力向上に向けては、限られた時間の中で、いかに運動・スポーツの活動時間を確保するか等の調査・研究を進めていく必要があると考えている。

「運動やスポーツへの意識」だが、傾向はいずれも全国平均と同様であるが、特に中学校女子の運動嫌いの傾向が続いており、これらを少しでも減らすことが課題であると捉えている。今後に向けては、「できた体験」と「運動・スポーツの楽しさ」を実感できる授業改善の視点を体育主任の研修会や指導主事の訪問を通して県内に広めていきたい。

「運動部活動の状況」だが、平成30年度に改訂した、安全で充実した運動部活動のためのガイドラインが浸透してきており、平成30年度までは、1週間の運動部活動の時間が、男女ともに全国で最も長いという結果であったが、今年度は男子が7番目、女子が5番目となった。一昨年度と比べ、全ての曜日で短くなったが、一方で全国平均と比べると男女とも月曜日を除き、依然として上回っている状況であり、より一層ガイドラインを浸透させていくことが重要だと考える。併せて、指導者の意識改革を進め、「今の時代に認められる運動部活動の運営」を目指して、効率的・効果的な指導の実践が県内全域に根付くよう取り組んでいく。

### 【岡本委員】

今回の千葉県で一昨年度と比べて、コロナの影響についてどう考えているのか。

### 【体育課長】

今回の下降傾向についてはコロナの影響で運動する時間や機会が小学校、中学校で減ってきていると考えている。特に中学校では部活動の時間が制限されていてその分の影響があるのではないかと考えている。

### 【花岡委員】

この調査は小学校5年生と中学校2年生が対象で発達段階では第二次性徴期であり、特に女子生徒は体だけでなく心の変化も大きく表れる。その時期に測定した結果に一喜一憂してはいけないと考えている。自分自身の体の変化していくときに、運動をこの基準でやりなさいと言われても体育が好きになれないと思う。

男性の教師は第二次性徴に対する理解が深いわけではないので、男子生徒と女子生徒の性別による違いにも焦点を当てて指導にあたってほしい。

### 【貞廣委員】

千葉県も全体の活動量の低下が体力の低下につながっている。成長期なので、軽い運動を学

校でも推奨して、全体的な体力の向上につなげていくことが必要だと思う。

部活動の時間は長くても体力合計点が低い。特定の競技のみをやっているでも総合的な体力向上につながっていないのではないかとすることを共有することが必要であると考え。

運動嫌いの原因の一つに激しい部活動も理由ではないか。一つの競技に大会出場を前提に長時間やるのではなく、季節に応じて様々な種目を楽しみながらやるような同好会的な新たな部活動の形をつくり、運動に親しみ、総合的に体力が向上する体育の在り方を検討してほしい。

【岡本委員】

アメリカの高校は夏季と冬季で違う部活動をしななければならないきまりがあるので参考にしてほしい。

【体育課長】

参考にする。

報告1は終了。

## 教育長報告 令和3年12月定例県議会の概要について

【冨塚教育長】

12月定例県議会の概要について報告する。資料「令和3年12月定例県議会報告」を御覧いただきたい。

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、資料1ページから3ページまでの「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和3年度千葉県一般会計補正予算（第16号）」議案第19号「契約の変更について」が提案され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「次期県立高校改革推進プランについて」に関する質問など56件の質問等があった。詳細は、資料4ページから6ページの「令和3年12月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。

このうち、主なものについて、その内容を報告する。4ページ、No.2を御覧いただきたい。自民党代表質問では、次期県立高校改革推進プランについて、「次期県立高校改革推進プランの原案が示されたが、魅力ある高等学校づくりに向けて、どのような改革を進めていくのか。」との質問には、「本年11月に公表した次期プランの原案では、県立高校の魅力化と学びの改革及びキャリア教育等の充実などを重点事項とし、時代や社会が求める人材の育成に向けた新たな学科・コースの設置、職業系専門学科の活性化などを進めることとしている。具体的には、地域社会が抱える課題や、SDGsの実現、Society5.0の到来に伴う諸課題などの探究に取り組む学科等の設置や、自然科学や数学など各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていく、いわゆるSTEAM教育を系列に取り入れた総合学科の設置などを推進する。また、地域で必要とされる人材のうち、医師や教員、保育士などの育成を目指すコースの増設や、基礎学力や社会的・職業的な自立の基盤となる能力・態度を養う「地域連携アクティブスクール」の追加設置などについて検討していく。」と答弁した。

続いて、No.4を御覧いただきたい。スポーツ・文化振興について、「県総合スポーツセンター体育館の再整備の検討状況はどうか。」との質問には、「台風被害により休止中の県総合スポーツセンター体育館は、バリアフリー化や耐震性など被害箇所以外でも課題があることから、新たな施設への建て替えも選択肢に含め、専門的な調査を実施した。当該調査において、大規模改修と現在地での建て替えを比較したところ、整備に必要な期間は両者ともほぼ同じではあるものの、建て替えの方が、ライフサイクルコストやバリアフリー化の観点では優れている上、十分な競技スペースを確保でき、効率的な大会運営が可能になるなどの利点があるという結果になった。この結果を踏まえ、現在地での建て替えが最適と判断した。今後、本県の競技力向上の拠点となるスポーツ施設として整備ができるよう、競技団体などの意見を聞きながら、検討を進めていく。」と答弁した。

No.5の立憲民主党代表質問では、知事の政治姿勢について、「県政ビジョンにおいて、「チ

ーム学校」という理念を掲げているが、具体的にどのようなビジョンなのか。」との質問には、「学力向上や児童生徒の心のケアなど、多様化する学校の課題に対応し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな支援を行うためには、学校全体での情報共有に加え、家庭・地域及び関係機関との連携・協働が、これまで以上に重要となっている。こうした中で、担任と専科教員などの連携はもとより、それらの教員とともに学校を支えるスタッフや地域のボランティア等、多様な人材を活用して「チームとしての学校」の体制を整備することは、豊かな学びの実現や教員の負担軽減においても有効と考えている。さらに、キャリア教育や子供の貧困問題など、知事部局と教育委員会が連携して対応すべき課題について、総合教育会議において議論を行っており、産業や福祉分野の関係団体との連携・協力も図りつつ、千葉県の子供たちに最善の環境づくりを進めていく。」と答弁した。

自民党一般質問では、東京オリンピック・パラリンピックの「レガシー」と地域おこしについて、(1)パラリンピック(障害者スポーツ)のレガシーについて、「平成30年度から始まった特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業の取組状況はどうか。」との質問には、「本事業では、特別支援学校を地域におけるパラスポーツの拠点とすることを目的に、県立特別支援学校全校にパラスポーツの競技用具を整備するとともに、毎年度指定する拠点校において、近隣の住民や児童生徒を対象にしたパラアスリートの実技指導や講演会等を実施している。これらの取組を通じて、特別支援学校の児童生徒が積極的にスポーツに取り組むなどの成果が見られたほか、地域の方々が特別支援学校の児童生徒と交流したり、競技大会のボランティアに参加したりする機会が増えている。今後も特別支援学校が拠点となり、地域と連携しながら交流を継続し、障害がある人もない人も一緒にパラスポーツを楽しめるよう努めていく。」と答弁した。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、12月21日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について、報告があった。詳細は資料7ページの「令和3年12月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

教育長報告は終了。

## 委員報告 1000か所ミニ集会への参加について

### 【井出教育長職務代理者】

1月7日に県立浦安高校で実施された1000か所ミニ集会に貞廣委員と私が参加したので報告する。当日は今年度3回目となる学校運営協議会の模様を視察した。参加者は12名あり、自治会長、商工会長、本校卒業生を含む様々な立場の方が参加されていた。

学校教育計画というパンフレットについての説明では、「主体的に学ぶ態度の育成」が課題として挙げられており、それらの解決のための方策として、周到なアンケートに基づいた取組が進められていた。本校の特色の一つでもある、習熟度別の少人数指導により、基礎的な学力の定着に効果を発揮していた。また、第1学年では、「探求ゼミ」と称して、大学教員や専門家を招いて、ゼミ形式の授業を年10回、計20時間実施しており、生徒は自らの進路の可能性を見い出す好機になると感じた。第2学年では、個々能力や適性に合った指導、第3学年では「キャリアパスポート」を活用した授業が成果を上げている。そして、教職員の研修では、「進路指導力の向上」に的を絞って取り組んでいるとの報告を受けた。

全体を通して、学校側から家庭や地域に対して、生徒の様子や成果、また各種アンケートの結果を積極的に周知していくことの重要性を改めて感じた。

これから、県内の高校がコミュニティ・スクールに移行していく際に、浦安高校の「地域とともにある学校づくり」という姿勢が参考になると実感した。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

#### 第43号議案 千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

【生涯学習課長】

議案2ページを御覧いただきたい。第43号議案「千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について」説明する。本議案は、「千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の原案」について、令和4年2月定例県議会に提出することを知事に申し入れようとするものである。

5ページ資料の「1 改正概要」を御覧いただきたい。改正の概要としては、千葉県生涯学習審議会条例の一部改正及び千葉県社会教育委員条例の廃止により、千葉県生涯学習審議会に千葉県社会教育委員の会議を統合しようとするものである。

下の図表で、生涯学習審議会と社会教育委員の概要について、説明させていただく。左の千葉県生涯学習審議会は、定数は10名、所掌事務は生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること、また、生涯学習に資する重要事項を教育委員会又は知事に建議することである。生涯学習振興法を根拠として設置している。右側の千葉県社会教育委員の会議である。こちらについても、定数は10名、所掌事務は社会教育に関する諸計画の立案及び社会教育に関する諮問に応じて意見を述べる等、教育委員会に助言することとなっている。社会教育法を根拠として設置している。その下の米印で記載しているが、両審議会については、同一の委員で、同じ日に開催ということで、審議をこれまでやってきた。

2の「改正理由」を御覧いただきたい。生涯学習に資する施策の一部に社会教育が含まれるため、平成26年度以降、社会教育法に基づく社会教育関係団体への補助金の交付に関する事項の調査審議以外は、全て生涯学習審議会での審議を行ってきた。社会教育委員の会議で唯一審議してきた補助金の交付については、生涯学習審議会でも代替可能であることから、生涯学習審議会と社会教育委員の会議の役割の整理、統合に関する条例改正が必要となったものである。

続いて、改正内容について説明する。6ページの資料を御覧いただきたい。千葉県生涯学習条例の一部を改正する等の条例案の新旧対照表となっている。上段が改正案、下が現行の条例となっている。具体的には、第一条の次に第二条として調査審議の項目を追加する。内容は、社会教育法第13条に規定する社会教育関係団体に係る補助金の交付に関する事項を調査審議するというものである。

【井出教育長職務代理者】

第43号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第43号議案は、原案どおり可決する。

#### 第44号議案 千葉県生涯学習審議会委員の任命について

【生涯学習課長】

議案8ページを御覧いただきたい。第44号議案「千葉県生涯学習審議会委員の任命について」説明する。本議案は、令和3年11月18日で任期が満了となったため、新たに委員の任命を行おうとするものである。10ページを御覧いただきたい。附属機関の概要について、設置根拠は、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律第10条、千葉県生涯学習審議会条例第1条、千葉県教育委員会行政組織規則第42条になる。職務内容は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査審議することである。

委員数及び構成は、学識経験者3名、社会教育関係者3名、家庭教育関係者2名、学校教育関係者2名の計10名です。内女性委員は4名で、割合は40%となる。

新委員の任期は、令和4年1月20日から令和6年1月19日の2年間となる。生涯学習審議会委員は、人格識見ともに優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、県教育委員会が任命することとなっているが、知事からは異論はない旨の回答を既に得ている。

続いて、11ページ資料の「千葉県生涯学習審議会委員候補予定者名簿（案）」を御覧いただきたい。今回は新任が5名、再任が5名の計10名である。前任の委員数は、9名であったが、幅広く意見を求めることを目的に、今回1名増とした。新任の候補者について、選任理由等を申し上げる。名簿番号2番、学識経験者、リカレント教育専門家の分野の乾氏は、リカレント教育や社会人の学び直しの専門家として、国の動向や最新の研究データをもとに、実践的な生涯学習の推進について学び手の立場からの提言が期待できる。名簿番号3番、学識経験者、民間の分野の渡部氏は、企業で取締役を務めるなど、民間での豊富な経験があることから、経済界の視点で生涯学習施策全般についての意見が期待できる。名簿番号6番、社会教育、公民館の分野の松本氏は、千葉県公民館連絡協議会事務局長としての活動や公民館での豊富な経験から、公民館運営を含めた生涯学習施策全般についての意見が期待できる。名簿番号8番、家庭教育、PTAの分野の濱詰氏は、千葉県PTA連絡協議会会長として活動されており、保護者の立場から、生涯学習施策全般について意見が期待できる。名簿番号10番、学校教育、小・中学校の分野の安藤氏は、豊富な教育行政経験があり、小・中学校教育や特別支援教育にも見識が深いことから、学校教育関係者の立場で生涯学習施策全般について意見が期待できる。

この他、再任の委員である名簿番号1番重栖委員、4番田中委員、5番久留島委員、7番式場委員、9番二村委員については、それぞれの立場や専門性を活かし、生涯学習施策に有益な意見をいただいていることから、再任として候補とした。

また、参考までにこれまでの審議内容等を、12ページに記載した。

**【井出教育長職務代理者】**

第44号議案について、可決したいがよろしいか。

**【教育長・委員】**

よい。

**【井出教育長職務代理者】**

第44号議案は、原案どおり可決する。

**第45号議案 専決処分の申し入れについて**

学習指導課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第46号議案 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の原案について**

**【教職員課長】**

議案18ページを御覧いただきたい。第46号議案「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の原案について」説明する。本件は、千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を、2月定例県議会に提出するよう知事に申し入れようとするものである。改正の内容について、説明する。21ページの資料を御覧いただきたい。改正の理由であるが、学校職員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条及び第41条に条例で定めることとされており、今回の改正は、学校数や学級数の増減等に伴い、学校職員定数の適正化を図るためのものである。改正の内容は、同条例第二条第一号中の「教育委員会の所管に属する学校の職員」である県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の定数を11,279人に、同条例第二号中の「県費負担教職員」である市町村立小中学校及び市立特別支援学校の定数を

25, 768人に改めるものである。

定数増減の主な理由については、増減の状況と併せて説明する。続いて、22ページの資料を御覧いただきたい。県教育委員会が所管する学校職員について、県立高等学校では、学級数の減少等に伴う標準法定数の減、また、学校技能員の退職不補充などに伴う県単定数の減等により、78の定数減、県立特別支援学校では、学級数の増加や新設校開設に伴う標準法定数の増等により、22の定数増となっており、合計56の定数減となる。なお、県立学校で退職した学校技能員が行っている業務については、業務委託による対応等への切り替えによって対応することとなる。県費負担教職員については、学級数の増加等により、小学校では43の定数増、中学校では37の定数増等により、合計73の定数増となっている。条例の施行は、令和4年4月1日となる。

【井出教育長職務代理人】

第46号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第46号議案は、原案どおり可決する。

#### 第47号議案 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について

【体育課長】

議案26ページを御覧いただきたい。本案件は、千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案に係るものであり、その一部を改正することを知事に申し入れようとするものである。

29ページの資料を御覧いただきたい。内容については、令和4年3月末完成予定の千葉県総合スポーツセンター野球場照明設備6基について工事完了後の利用に際し、受益者負担の考えから照明設備の利用料徴収を目的とするものとなる。

施行期日は令和4年4月1日、改正内容は、千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の別表利用料金表に、照明設備の区分を新たに追加するものである。

利用料金については、「電気代単価×照明利用電力量×利用時間」にて積算している。なお、電気代単価については夏季3か月とその他季9か月で料金が異なるため、夏季料金×3か月とその他季料金×9か月を12で割って平準化した金額としている。

利用時間単位については、天候の急変や短時間の利用に柔軟に対応すべく30分単位での料金徴収を予定している。

【井出教育長職務代理人】

第47号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第47号議案は、原案どおり可決する。

#### 第48号議案 千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例



について

#### 第49号議案 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例について

##### 【教育総務課副参事】

議案30ページを御覧いただきたい。第48号議案「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」について、及び第49号議案「千葉県職員定数条例の一部を改正する条例」については、一括で説明する。

33ページの資料を御覧いただきたい。本件は、知事が令和4年2月定例県議会に条例案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法と呼ぶ。）第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めたことからその内容を審議いただくものである。

本条例の制定趣旨だが、地教行法第23条第1項の規定により条例の定めるところにより、地方公共団体の長が同条同項各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全部を管理し、及び執行することができることとされていることから、スポーツ・文化に関する業務について条例で定めようとするものである。本条例の制定により、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを本県の活性化に活かし、「スポーツ」と「文化」を振興し、本件の発展につなげていくため、「スポーツ・文化局」を知事部局環境生活部に新設し、教育委員会から学校体育以外のスポーツに関する事務を移管し、地域・企業等との連携の一層推進していく。

また、教育委員会から美術館・博物館を知事部局に移管し、文化・芸術振興の一体的な推進や県有文化施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、美術館・博物館を活用した地域振興や観光・産業振興などの施策展開を図る。

次に制定内容については、地教行法第23条第1項第1号から第3号に規定する事項により、特定社会教育機関として美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館、房総の村を規定するほか、スポーツに関すること、文化に関すること（文化財保護を除く。）を知事で所管することを定めるものである。

また、移管に伴い、教育委員会の事務部局の定数を876人から736人に改正する。施行期日につきましては、令和4年4月1日からを予定している。

教育庁としては、スポーツ・文化に関する業務の専門組織が新設され、これらの施策の取組が充実すると思慮され、協力することについて否定するものではないことから、当委員会として異議のないものと考えている。

なお、移管後の業務の執行に当たり、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保等に留意するとともに、学校教育、社会教育全体の振興を図る本委員会との緊密な連携の確保が必要と考えており、意見聴取に対し、この旨を申し添えた上で、異議のないものと回答してよろしいか、審議願う。

##### 【教育長】

今回の組織改正の案は、教育委員会として非常に大きな影響を受けるものと認識している。例年だと1月末に知事部局で組織の内示があるが、その際に大きく取り上げられることが見込まれる。

知事部局では、オリパラの開催決定以降、大会終了後は、スポーツに関する専門部署を作り、成果を引き継いでいくべきではないかという議論が数年前からあった。オリパラの開会が1年延期されたことに伴い、検討期間も長引くこととなったが、今回の大会の大きな成果に鑑みると、文化・スポーツについて、教育委員会と知事部局とで分割しているよりは、ひとつにまとめて専門の組織を作った方が、今後、さらに発展的に施策の運営ができるのではないかという思いもあり、教育委員会として、今回の意見照会に賛同したいと考えている。

また、先生方の御意見を踏まえ、知事への回答の中で申し添えている事項については、非常に重要なことであるとされている。

今後、組織は知事部局へ移管されるが、例えば、スポーツの分野では、競技団体や体育関係者とのネットワークがなければ、施策運営が困難であることから、引き続き、体育課等の経験者や体育の教員を知事部局に送り込み指揮を執っていただくといった人事上の配慮も必要であるとされており、このことについても、併せて知事部局へお願いしているところである。

いずれにしても、文化・スポーツともに引き続き教育委員会、教育委員の意見を反映できるような体制を整えていきたいと考えている。引き続きの御指導を賜りたい。

【井出教育長職務代理者】  
それでは、1件ずつ決定していく。  
第48号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】  
よい。

【井出教育長職務代理者】  
第48号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理者】  
続いて、第49号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】  
よい。

【井出教育長職務代理者】  
第49号議案は、原案どおり可決する。

第50号議案 教育機関設置条例の一部を改正する条例の原案について  
第51号議案 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について  
第52号議案 千葉県スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について  
第53号議案 千葉県スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について  
第54号議案 千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について  
第55号議案 千葉県房総のむらの管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について  
第56号議案 千葉県スポーツ推進審議会条例を廃止する条例の原案について

【教育総務課副参事】  
議案50ページを御覧いただきたい。第50号議案から第56号議案については、第48号議案で説明したスポーツ・文化の移管に伴い条例改正を行うものであるため、一括で説明する。本件は、令和4年2月定例県議会に提出することを知事に申し入れようとするものである。

53ページの資料を御覧いただきたい。改正理由であるが、第48号議案で説明したスポーツ・文化に関する業務の移管に伴い、博物館・総合スポーツセンター等スポーツ・文化に係る施設の管理・執行を行う主体が教育委員会から、知事に変更となるため、条例を改正するものである。

改正内容は、第50号議案の教育機関設置条例は第21条の2第5号において「教育委員会が定める」を「知事が定める」とする。また、第26条の規定を改正し、総合スポーツセンター、国際総合水泳場及び博物館は、条例の施行に関し必要な事項について、教育委員会規則から知事が定める規則に、さわやかちば県民プラザ、図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター及び青少年自然の家については、教育委員会規則で定めることと改正する。第51号議案千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例第2条、第4条、第10条第1項及び第8項、第11条、第52号議案千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例第2条、第4条第2項、第10条第1項及び第7項、第11条、第53号議案千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例第2条、第4条、第10条第1項及び第8項、第11条、第54号議案千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例第2条、第4条、第10条第1項及び第8項、第11条、第55号議案千葉県立房総のむらの管理等に関する条例第2条、第4条、第10条第1項及び第8項、第11条については、千葉県教育委員会が管理者となっている文言を知事に、教育委員会規則を規則に変更することとする。

さらに、第56号議案千葉県スポーツ推進審議会条例については千葉県行政組織条例の附属

機関に規定されることから、本条例を廃止する。施行期日については、令和4年4月1日を予定している。

なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただきたい。

【井出教育長職務代理人】

それでは、1件ずつ決定していく。

第50号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第50号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理人】

第51号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第51号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理人】

第52号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第52号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理人】

第53号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第53号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理人】

第54号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第54号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理者】

第55号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第55号議案は、原案どおり可決する。

【井出教育長職務代理者】

第56号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第56号議案は、原案どおり可決する。

10 教育長閉会宣告

令和4年2月9日 署名人